

PTA本部、専門委員長及び児童安全委員長選出時のガイドライン(令和4年度まで)

PTA本部及び専門委員長

- 一人の児童につき、PTA本部もしくは専門委員を児童在学6年中に1年は活動する。
なお、1年以上の活動も可能とする。

【令和4年度改正済】

○OPTA会則第4章14条に記載されている募集制の活動(旧施設体育委員会、厚生給食委員会等の活動)については、6年間で6回行うことで1年間専門委員として活動したこととする。

○上記募集制の活動について、1回の活動ごとに「活動責任者」を決定する。活動責任者を3回行った者は1年間専門委員長として活動したこととする。

○募集制の活動についての記録カードをPTA会員に配付する。活動に参加するごとに、PTA本部役員がカードに記録をし、活動実績とする。また、それぞれの活動実績についてはPTA本部で記録を残す。

- 各委員長と副委員長の選出は、立候補者がいない場合クジ引きで選出する。
- 専門委員と児童安全委員が重複した場合、専門委員を優先し、その年度の児童安全委員長の役は受けなくてよいとする。
- 専門委員長を1度活動した保護者は、再び専門委員を受けた場合、**活動対象の児童に限らず**以後、各委員長の役を免除とする。(※但し児童安全委員長の役は対象外)
- PTA本部を1度活動した保護者は、再び専門委員を受けた場合、**活動対象の児童に限らず**以後、専門委員長の役を免除とする。

児童安全委員長

- 地区委員(地区長)の中から児童安全委員長2名を選出し、任期は1年とする。
- 児童安全委員長と副委員長の選出は、立候補者がいない場合クジ引きで選出する。
- 児童安全委員と専門委員が重複した場合、専門委員を優先し、その年度の児童安全委員長の役は受けなくてよいとする。
- 児童安全委員長の任期満了後は、**活動対象の児童に限らず**以後、児童安全委員長の役を免除とする。
(※但し専門委員長の役は対象外)
- PTA本部を1度活動した保護者は、**活動対象の児童に限らず**以後、児童安全委員長の役を免除とする。

※年度内に出産、転校が決まっている方及び日本語でのコミュニケーションが困難な方、重病、重い障害、入院等で活動が困難な方、一年生役員の方は、各専門委員長及び児童安全委員長を免除とする。

※なお、上記記載の特例措置として、学校と本部役員の協議によって、各専門委員及び児童安全委員活動が免除になる場合もある。

※上記ガイドラインは、必要に応じ見直しができるとする。

令和5年度の改正について

令和5年2月17日に配付した文書「令和5年度PTA活動について」では、保護者の皆様に以下の改正について提案させていただきました。

【令和5年度改正(案)】

- 1 広報委員、教養委員を廃止し、個々の活動に関してはボランティア募集制にする。
 - (1) 広報委員の活動に関しては、各学期1号ずつ発行する。発行に際し、4人のボランティアを募集する。ボランティア参加者には2ポイントを付与する。
 - (2) 教養委員の活動に関しては、以下2つの活動についてボランティアを募集する。
 - ① PTA研修旅行の企画・運営。
企画担当を3名とし、ボランティア参加者には1ポイントを付与する。
 - ② 他団体主催のPTA関係の講演会等のイベントへの動員・参加
イベントの案内が来たときに、参加希望者の募集を行う。
参加者には1ポイントを付与する。
 - (3) 教養委員が兼任していた、「女ネット」の活動に関しては、2年生、4年生、5年生の学級長が分担する。
※1・3年生は家庭教育学級、6年生は卒業準備関係があるため「女ネット」は免除。
 - (4) ベルマークの回収と集計については、継続か廃止かについて審議する。継続する場合は、ボランティア制にする。従来のような「学級長の活動」としては行わない(負担軽減のため)。

これに対し、後日実施したオンラインアンケートでは、**どの提案に対しても、90%以上の賛成が頂けました。**
この内容につきましては、本総会終了後、PTA会員全員にアンケートメールを送らせていただき、正式な可決を行います。アンケート内容は以下の通りです。

1 上記の改正内容に関する正式な可決

2 上記の変更に伴う、PTA会則一部改正について・・・PTA専門委員会のうち、教養委員会、厚生給食委員会の活動を募集制(ボランティア制)にすることに伴い、下記の通りPTA会則の一部改正を提案します。

【提案内容】

- 1 PTA会則、第4章の「(3)専門委員会」を削除し、「(4)募集制で行う活動」の中に組み入れる。
- 2 PTA運営規程、第3章の専門委員会から、教養委員会、厚生給食委員会を削除し、第4章の募集制で行う活動に組み入れる。

1、2の内容につきまして、PTA会員の皆様に、アンケートメールを送らせていただきます。アンケートへの回答をもって、令和5年度PTA総会の案件を可決いたします。

オンラインアンケートでの保護者アンケートの主な意見、質問

保護者の皆様から今回の改正について、様々な質問と貴重なご意見を頂きました。質問の内容に関して PTA 本部で吟味させていただきました。以下がその回答となります。

Q: 教養委員の研修旅行の活動について、具体的にどのような活動が必要となるのでしょうか？また、教養委員のポイントについても教えてください。

A: 教養委員の研修旅行の活動には、以下のようなものが必要となります。

1. 研修旅行の企画立案：旅程やスケジュールの決定、交通手段の手配、見学先の選定など。
2. 研修旅行の募集・連絡：募集の告知や宣伝、参加者の申し込み受付、参加者との連絡や確認など。
3. 会計事務：予算の立案、旅費の集金や支払い、請求書の処理、会計報告書の作成など。
4. その他：当日の運営や案内、参加者の安全や健康管理、旅行中のトラブルの対応など。

また、教養委員は研修旅行以外にも、女ネットへの参加や講演会への参加などの活動があります。教養委員は 12 名おりましたので、年間の活動の合計ポイントを延べ 48 ポイント(12 人×6 ポイント)と考え、そのうち研修旅行を 12 ポイントとしました。この仕事を 3 名で分担し、一人につき 4 ポイントを付与しようと考えています。

Q: 昨年の PTA ボランティア活動で、ポイントはどのように付与されますか？

A: 基本的に、活動 1 回につき 1 ポイントが付与されます。ただし、旧専門委員会の活動については、1 年間の活動を 6 ポイントと考え、それぞれの活動した内容に従いポイントを付与しています。具体的な例として、厚生給食委員会の場合、年間 5 回の活動を 6 分割し、白衣の洗濯・修繕は 1 回につき 1 ポイントとなります。広報委員の場合は、年間 3 回の発行を 6 ポイントと考え、1 回の発行につき 2 ポイントが付与されます。また、ベルマークの回収、整理、発送のように、活動期間が複数日にわたる場合は、期間に応じてポイントが付与されます。

Q: 元々の PTA 役員の体制や仕事の内訳はどのようなものでしたか？また、それがどのように変化し、今後の体制はどうなる予定なのでしょうか？図にするなどしてわかりやすく説明していただけると助かります。

A: 令和 2 年以前の PTA 専門委員会は、多岐にわたる活動を行っていました。しかし、働き方改革に伴う学校行事の見直しや共働き家庭の増加などの社会的背景により、常時活動に参加することが難しくなってきました。そこで、専門委員会の活動を分割し、より柔軟な形で多くの方に参加していただけるようにしました。現在の体制では、専門委員会の活動はボランティア活動として分割され、参加することができる活動が増え、より多くの方が参加しやすくなっています。活動内容の変遷については総会資料「05：令和 4 年度事業報告」をご覧ください。

Q: PTA のボランティアに参加するために休暇を取ったのに、募集と決定の連絡が遅く、最終的にはボランティアから外されてしまいました。このような事態を避けるために、ボランティア募集の期間や決定の時期などはもう少し早めに告知することはできないでしょうか？

A: 申し訳ございませんでした。ボランティア募集制度を開始して 1 年目をもとに、今年度の募集予定を一覧表にまとめさせていただきました。これらの活動については、活動日の 1 か月前にボランティア募集を行います。今後は募集期間や決定の時期についても、より早めに告知するように努めます。なお、本年度は創立 150 周年でもあり、PTA 本部といたしましても様々な企画を考えております。活動の内容によっては、ボランティア活動を募集することも考えられます。その際には、ご協力をお願いいたします。